

	新築した家屋の所有権保存登記	建築後使用されたことのないものの所有権保存登記 (建売・分譲マンション)	建築後使用されたことのあるものの所有権移転登記 (中古住宅)
必要書類	<p>【入居済の場合】住民票 【未入居の場合】現在の住民票に加え、入居が後になる理由を明記した「申立書」、現在住んでいる家屋の処分方法に関する書類 (賃貸借契約書、売買契約書、媒介契約書、社宅等居住証明書、親族の申立書など)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認済証 ・登記事項証明書または登記完了証 ・個人が居住の用に供する専用住宅家屋であることを証明する書類(建築図面等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認済証 ・登記事項証明書または登記完了証 ・売買契約書または譲渡証明書 (競落の場合は代金納付期限通知書) ・未使用証明書 ・個人が居住の用に供する専用住宅家屋であることを証明する書類(建築図面等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・売買契約書または譲渡証明書 (競落の場合は代金納付期限通知書) ・登記簿上の建築日付が昭和56年以前の家屋については、耐震基準に適合していることを証明するもの(耐震基準適合証明書等)
	<p>【特定認定長期優良住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅認定通知書(原本確認) 		<p>【特定の増改築等工事(リフォーム)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改築等工事証明書 ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書 (給排水管または雨水の侵入を防ぐ部分にかかる工事で、工事額が50万円を超える場合は添付の必要あり)
	<p>【認定低炭素住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素建築物認定通知書(原本確認) 		
<p>【抵当権設定登記の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭消費貸借契約書、債務保証契約書等の書類 			
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・建築後1年以内の登記であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得後1年以内の登記であること ・建築後に使用されず取得したものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得後1年以内の登記であること ・登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降であること <p>※特定の増改築等工事(リフォーム)の場合は本文記載の要件を満たすこと</p>
	<p>【抵当権設定登記の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築(増築を含む)または取得後1年以内に受ける登記であること ・当該家屋の新築(増築を含む)または取得のための債権であること 		